

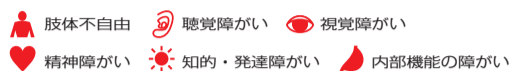
誰もが安心して暮らすために

門真市では約14人に1人の割合で障がい者手帳を持つ人が暮らしています。地域で支え合い共生していく社会を築くため、障がいのことを正しく理解し、1人ひとりができることを考えましょう。

12月3日～9日は障がい者週間

問合先 障がい福祉課
 ☎06(6902)6054
 ☎06(6902)6154
 FAX 06(6905)9510

障がいの種類



- 外見では障がいがあると分かりにくいことがある
- 点字が読めない人もいます。大きな文字ならメールなどできる人もいます
- 聞こえないため、見ていない方向から声を掛けられても分からない
- 杖や義足、車いすを利用する人は、階段や段差、手動ドアがあると1人で進めない時がある。少しの段差でつまずくことがある
- 発語に苦労したり、身体の一部が意思と関係なく動いたりして、意思を伝えにくい人がいる
- 疲れやすく、集中力や根気に欠けることがある
- ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが困難なことがある
- 1つの行動に執着し、周囲の言動を悲観的に受け止め、恐怖感を持つことがある
- 難しい漢字や複雑で抽象的な話を理解できないことがある
- 人工肛門や人工ぼうこうをつけている人（オストメイト）もいる
- 障がいのある臓器によっては、たばこの煙が苦しかったり、携帯電話の電波が影響したりすることがある
- 1つのことに執着し、そこから動けないことがある

わたしたちができる配慮

- 本人がどのような支援を必要としているのか確認する
- 補助犬には話し掛けない、触らない、食べ物をあげない
- 白杖を上にかざすのは「助けて」のサインなので「お手伝いしましょうか」と声を掛ける
- 点字ブロック上や通路には物を置かない、自転車を停めない
- 「あれ」「それ」など曖昧な表現を避け、具体的に説明する
- 資料は文字の大きさや判別しやすい配色に配慮する
- 会話の方法は人により異なるため、手話や筆談、口話（口の形を読む）、メールなどより良い方法を確認する
- 障がい者用（オストメイト用など）のトイレや駐車場が使えないと困ることを理解し、利用を控える
- 車いすの人には同じ目線で話しかける
- 過剰なストレスにならないよう無理な励ましをしない
- 1人ひとりの行動パターンを理解し、温かく見守る
- ゆっくり、穏やかな口調で対応する

ふれあいキャンペーン

市では障がいに関して皆さんの理解を深めるための啓発活動を行います。
 ◆啓発グッズの配架、展示
 とき・ところ
 ○12月3日(土)～9日(金)・・・市民プラザ、イオン古川橋駅前店
 ○12月5日(月)～9日(金)・・・市役所別館1階ロビー

◆障がいのある人が心を込めて
 手作りした製品の販売
 とき 12月5日(月)
 午前10時～午後4時
 ところ 市役所別館1階ロビー



◆障がい疑似体験
 とき 12月5日(月)
 午前10時～午後4時
 ところ 第3会議室
 (市役所別館3階)



詳しくは
こちら

障がいへの理解を
深めませんか
ご参加お待ち
しています



障がい福祉課職員

視覚障がい
 点字つき図鑑に触れてみましょう。



目が見えない状態でオセロを体験してみましょう。



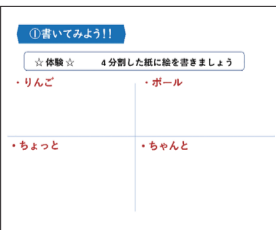
精神障がい
 「自分」と「友達」の会話中に、「幻聴」が聞こえてくる状態を体験します。3人がそれぞれの役割で会話をします。



幻聴とは、誰もいないのに人の声が聞こえてくる症状のこと。

**知的障がい
発達障がい**
 簡単な作業にも時間がかかったり、何からしたらいいのか分からない優先順位をつけられない

やるべきことを順番に伝えるための工夫をお伝えします。



コロナ禍でも、困っている人にはあたたかな声掛けやご配慮を

知的・発達障がいなど

コロナ禍である状況が理解できない人や触覚・嗅覚などの感覚過敏の障がい特性を持つ人は、マスクの着用が困難な場合があります。

視覚障がい

買い物をする時は商品をさわったり、近づいて確認する必要があります。また、歩行時は肩や肘に触れながら密着した状態で移動する必要があります。

相談してください

障がい者基幹相談支援センターえーる（桑才新町24-2）
 総合的・専門的なアドバイスをを行い、地域で暮らし続けるための支援をしています。
 問合先 ☎06(6901)0101 FAX 06(4967)5554

障がい者相談支援事業所 あん（宮野町2-20東栄ビル3階）
 こころの病を持つ人が安心して生活できるようお手伝いしています。
 問合先 ☎072(885)9999 FAX 072(885)1140

障がい者相談支援センター ジェイ・エス（保健福祉センター内）
 身体・知的障がいのある人が安心して生活できるようお手伝いしています。
 問合先 ☎06(6901)3041 FAX 06(6901)3042

障がい福祉課（市役所別館1階）
 障がい者や難病患者などの在宅生活、施設入所などの相談を受け付けています。手話通訳者がいます。
 問合先 ☎06(6902)6054 ☎06(6902)6154
 FAX 06(6905)9510

障がい者に関するマークは他にもあります。ぜひ市ホームページなどでご確認ください。